

## 令和元年度第5回

### 大阪府都市計画公聴会 記録

「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について  
「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について

- 1 と き 令和2年1月20日(月)  
午後2時開会～午後2時55分
- 2 と ころ 大阪府庁別館7階 都市計画室分室  
大阪府中央区大手前3丁目2番12号
- 3 対象市町村 枚方市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、  
河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村、堺市、和泉市、高石  
市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、  
泉南市、熊取町、阪南市、岬町
- 4 出席者  
(1) 議長 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 参事 鈴木 隆  
(2) 公述聴取者 住民等、行政関係者  
(3) 公述人 2名

大阪府都市整備部都市計画室

[開会]

**【司会（吉岡補佐）】**

お待たせいたしました。ただいまから、令和元年度第5回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公聴会の開会に当たりまして、皆様に幾つか御協力をお願いします。

この建物は禁煙となっておりますので、おたばこは御遠慮願います。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

公述と傍聴の皆様は、開催中の撮影や録音は御遠慮願います。

開催中の飲食は禁止とさせていただきますけれども、水分補給をしていただくことは構いませんので、適宜御対応願います。

この建物では、3時になりますと庁内放送が流れます。大変御迷惑をおかけいたしますけれども、庁内放送の流れている間は公述を中断していただくことを、あらかじめ御了承願います。

やむを得ず途中退出される場合は、お近くの係の者にお申しつけの上、公述に影響のない範囲で、御退出願います。

その他、受付でお渡しをしました注意事項をごらんいただきまして、公聴会がスムーズに進行できますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。

本日の進行につきましては、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の鈴木が議長として担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

[公聴会に関する説明]

**【議長（鈴木参事）】**

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議長を務めさせていただきます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

公述の対象となります都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成してまいりました。

公聴会は、これら原案について、公述人の方から御意見をお伺いし、これを踏まえて都市計画の案を作成するために、都市計画法第16条の規定に基づいて開催するものでございます。

本日は、公述申し出期間内にお申し出いただきました2名の方に、御意見を述べていただきます。

次に、今後の手続について御説明いたします。

本日の公聴会の内容は、録音により速記録として取りまとめます。

公述いただいた御意見を踏まえまして、再度、関係機関等との協議調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための、都市計画の案を作成します。

この案の縦覧は、同法により2週間行うということが定められており、縦覧期間中に、関係市町村と住民及び利害関係人の方々は、大阪府に対し、案についての意見書を提出することができます。また、大阪府のホームページにおいては、案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方も、あわせて掲載いたします。

この縦覧の手続を経たのち、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、審議会におきまして、本日の公聴会の記録と、公述意見に対する大阪府の考え方を資料として配付いたします。また、案に対する意見書が提出された場合は、その要旨につきましても、あわせて配付いたします。

この都市計画審議会の議事を経て、案が承認されれば、都市計画が正式に決定されることとなります。

続きまして、本日の公聴会の進行について御説明いたします。お手元の次第をごらんください。

この後、今回公述の申し出をいただきました都市計画の原案の概要について御説明いたします。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述をお願いいたします。

公述は、先ほど受付でお渡ししました番号札の番号の順でお願いいたしますので、番号を呼ばれた方は、前方の演台までお越しいただきますようお願いいたします。

公述いただく内容につきましては、公述の申し出のときに御提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。申し出をいただいた都市計画の案に関係のない内容については公述することができないことを、念のため申し添えます。

公述いただく時間につきましては、既に御通知しておりますとおり、30分以内とさせていただきます。必ずしも30分間公述していただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

開始から25分経過しましたら、ベルを1回鳴らします。開始から30分経過しましたら、ベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了してください。

公述終了後は、もとのお席にお戻りください。

最後に、公述人の皆様、そのほかの御来場の皆様をお願いいたします。

本日の公聴会は、法令の規定によりまして、都市計画の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。

また、公述できる方は、あらかじめ申し出をいただいた方のみとなっております。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手をするなどの行為があった場合は、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございますので、御注意ください。

それでは、公述に先立ちまして、その対象となります都市計画の原案の概要について、大阪府の担当者から御説明いたします。

[東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の説明]

[南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の説明]

**【説明者（平井補佐）】**

大阪府都市整備部都市計画室計画推進課土地利用計画グループ長の平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

それでは、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更及び南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要について、御説明させていただきます。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市の発展の動向を勘案して、広域的な観点から都市計画の基本的な方針を示し、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものでございます。

また、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村マスタープランや府及び市町村が決定します個別の都市計画は、本方針に即して決定されることとなります。

今回の変更は、平成23年3月に策定、平成28年3月に一部改定の本方針の目標年次である令和2年を迎えることから、人口、産業の現状及び将来の見通しと近年の社会情勢の変化を踏まえ、変更を行うものであり、都市づくりの目標、区域区分の決定に関する方針、主要な都市計画の決定の方針などを定めます。

なお、今回、公述の申し出がございませんでしたが、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、東部大阪都市計画区域区分の変更及び南部大阪都市計画区域区分の変更をあわせて予定しております。

以上が、今回の都市計画変更案の概要でございます。

[公述人による公述（東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 枚方市）]

**【議長（鈴木参事）】**

それでは、ただいまから、公述をお願いいたします。

番号1番の方は、前の演台のほうへお越しくください。

よろしいでしょうか。それではお願いします。

**【公述人A】（1番）**

2020年1月20日、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、大阪府決定都市計画決定または変更予定箇所区域マスタープランの変更、東部大阪都市計画市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更、枚方市村野西町の地区の地権者です。また隣接する村野本町に、年齢と同じぐらい住んでおる者でございます。

意見の要旨といたしましては、保留フレーム設定地区村野西町の変更、見直し、削除です。

公述とさせていただきます。

最初に、保留フレーム設定地区、村野西町の変更見直し削除の公述許可をしていただいたことと、このような場所で皆様方の前で貴重な時間をいただけたことに感謝いたします。

また、このような場所での公述など初めてですので、私自身の不手際がありましたら御容赦ください。

このような貴重な時間を利用して、今回の公述についてのお願いがあります。

都市計画を推進する都市計画推進課が今日の公述人の発言はテープを起こすと聞いています。起こされた文章は、発言した公述人に確認してから公表をお願いしたいのです。なぜなら私自身滑舌が悪く、発言の趣旨が曲解され、公表されるおそれがあるからです。

この公述の申し出の締め切りは2019年12月25日、公述許可をいただいたのは12月27日です。そして今日、2020年1月20日です。実質9日足らずの日程であったため、情報収集不足等により、今回の公述と公述申出書に若干の相違ができていられるかもしれないことについて、御了承をお願いしたいと思います。

さらに私自身は都市計画について、ほとんど知識を持っておりませんので、これから述べる内容に関しまして私の理解の不足によるところがあつたり、あるいはそれに基づいて誤解のあるところがあるかと思えます。そのところに関しましては、御容赦お願いいたします。

前置きが長くなりましたが、公述の要約は、都市計画原案の大阪府決定である東部大阪都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分、区域区分の変更における保留フレーム設定地、つまり村野西町地区の変更、見直し、削除です。

理由を今から述べさせていただきますが、公述にまとまりがない状況になるかもしれませんが、御容赦ください。

枚方市都市整備部都市計画課による区域区分及び用途地域等の都市計画の変更に係る市民説明会が、2019年11月24日に行われ、都市計画原案の大阪府決定である、東部大阪都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分、区域区分の変更における保留フレーム設定地区に、村野西町が挙げられました。

枚方市都市整備部都市計画課からの説明によると、保留フレーム設定地区とは、計画が可能になったら5年以内でも市街化が可能であり、大阪府都市計画により、5年後も保留フレーム設定は継続されるかもしれない。保留フレーム設定地区には、まちづくり協議会が立ち上がっている。マスタープランでは、位置と名前、名称のみを示すと説明がありました。

後日、枚方市都市整備部都市計画課に確認をすると、保留フレーム設定地区村野西町が決定された一つの判断材料として、まちづくり協議会が立ち上がっていると回答がありました。

保留フレーム設定地区村野西町地区が決定される一つの判断材料として、まちづくり協議会が立ち上がっていますが、村野西町地区の地権者である私自身は、村野西町を考える準備会から村野西町地区まちづくり協議会への設立の手法に問題があると思えません。

枚方市都市整備部都市計画課の方々が、村野西町地区まちづくり協議会へ出席し、大多数の村野西町の地権者の方々が、村野西町地区のまちづくりを考えていこうとしている発言があつたので、その発言を確認しますと、理由として、村野西町を考える準備会のアンケートで、大多数の方々が賛成しているからと説明がありました。

アンケートの質問事項に、村野西町地区のまちづくりを考えていきたいですか、はい、とすることで、保留フレーム設定地区、村野西町が決定される一つの判断材料とされるまちづくり協議会の設立になるのでしょうか。

まちづくり協議会を設立することは、村野西町地区が市街化調整区域から市街化区域へ変更される可能性が非常に高くなります。枚方市都市整備部都市計画課の方々が村野西町を考える準備会に出席されていたらしいのですが、まちづくり協議会を設立することは、村野西町地区が市街化調整区域から市街化区域へ変更される可能性が非常に高くなると、具体的な説明がなかったらしいのです。

追加ですが、アンケートは無記名で、幾つかの項目の一つであったと記憶しています。具体的な説明をされた上でのアンケートではありませんでした。

私事ですが、当時体調を崩しており、まず治療を何よりも優先させる必要がありました。私の体調を心配し、配偶者が村野西町を考える準備会に出席してくれていましたが、感謝しています。配偶者から、村野西町を考える準備会の要旨のみの用紙を受け取りましたが、よくわからないのが本音であったとっております。

なぜなら、村野西町を考える準備会の議事録がなかったからです。1回目だと思いますが、アンケートで議事録を要求しましたが、手元に届くことはなかったです。また、政治家の方々が村野西町を考える準備会の前ですが、挨拶をしていることがありましたので、問題だと記載しましたが、その後も挨拶があったことも事実と聞いております。

村野西町地区の地権者のどのぐらいの方々が、村野西町が保留フレーム設定地区になることが、将来的には現状の市街化調整区域から市街化区域へ変更されるということを理解していたのか。保留フレーム設定地区への一つの判断材料として、まちづくり協議会が必要である。事実、私自身は理解できていませんでした。

なぜなら、村野西町を考える準備会でのアンケートの段階でも、議事録がなかったからです。2020年9月ごろ、都市計画変更の公示があり、村野西町地区保留フレーム設定する必要があったため、急遽、何が何でもまちづくり協議会を設立する必要があったからだと考えております。

再度申し上げますが、村野西町が保留フレーム設定地区になることは、将来的には現状の市街化調整区域から市街化区域へ変更されるということを理解していたなら、私自身、まちづくり協議会の設立には賛成しません。

まちづくり協議会の会長からは、電話のやり取りで録音ができていないのがとても残念ですが、1人だけ反対していてもあきませんよとか、議事録の開示を要望しても何度もない、村野西町地区まちづくり協議会に出席すると何も決まっていませんよとか、一部の村野西町地権者への誠意ある対応が見受けられません。たとえ1人だけの地権者の意見であっても、耳を傾ける必要があります。

2019年11月には、村野西町地区まちづくり協議会の議事録が開示され、その点においては改善されています。ほかにも多々ありますが、村野西町を考える準備会から村野西町地区まちづくり協議会への移行に、多くの問題があると考え、保留フレーム設定の判断から外す必要があると考えています。

ほかに保留フレーム設定の判断から外す要件として、保留フレーム設定地区、村野西町は天野川、北川及び印田川の流域になり、市街化調整区域のためか大部分が水田とし

て利用されており、安心・安全な水稻を耕作しています。肥沃な土壌を生かした大阪府産の農作物も耕作されています。日本の食糧自給率アップにも貢献しています。また、水田や畑作地は、最近の記憶に新しい水害脅威、水害被害からの自然の遊水池の役割もしていると考えています。この20年間ぐらい浸水などの大きな被害からも守られています。市街化調整区域だからこそ守られている、大阪府でも稀有な地域だと考えています。

村野駅のホームから季節の移ろいを耕作地から感じ取れる、東部大阪地区でも稀有な地区であり、皆様方も京阪電車交野線村野駅の枚方市行き方面のホームに、季節がよくなったらいらしていただいて、特に朝の7時ごろがお勧めですが、村野西町地区の耕作地を見ていただきたいです。市街化されたらどうなるか、一目瞭然です。

村野西町地区の市街化を決定するのは地権者であると、まちづくり協議会の会長から発言がありましたが、村野西町地区の景観は、村野地区住民や近隣住民ほかのものと考えています。全国にある開発された市街地に類似した開発を行っても仕方がない。村野地区の発展には逆効果です。大阪府の都市計画として、村野西町のような、東部大阪地区でも稀有な地区の今の景観を維持することが、むしろ大阪府の景観維持のアピールになると考えています。大阪府に訪問される方々にもぜひ見ていただきたい。そして大阪府枚方市への移住を考える方々が増加するかもしれません。

村野西町が保留フレーム設定地区になり、将来的には現状の市街化調整区域から市街化区域へ変更する理由として、村野駅の改札口が村野本町側にしかないため、改札口前の道路が危険である。村野西町地区の東側にある大阪府立むらの高等支援学校とのアクセスが危険であると問題提起しています。しかしながら、府道18号線と国道168号線を結ぶ道路、すなわち村野駅改札口前の道路なんです。ある一定以上の大型車の通行が禁止されているにもかかわらず、違反車両が多く見受けられます。村野交番の前を、違反車両が堂々と通行しています。取り締まりを強化することで、危険性が低くなるではありませんか。

大阪府立むらの高等支援学校を設立するため、村野中学校跡地が枚方市から大阪府へ移管されたわけですけれども、大阪府立むらの高等支援学校設立の準備段階で、村野地区の住民説明会では、将来的には村野西町側の改札口の必要性が出ていましたが、交野線村野駅から1つ、枚方市駅側の星ヶ丘駅の星ヶ丘1丁目側の改札口に類似したものであるならば、村野西町地区のほんの一部の地権者の協力で解決するのではないのでしょうか。

村野西町が保留フレーム設定地区になり、将来的には現状の市街化調整区域から市街化区域へ変更されることになれば、村野西町地区の地権者としては、大阪府立むらの高等支援学校の設立へも協力し、また今まで以上良好な関係を結べなくなるかもしれないと思うと、寂しい思いがします。村野西町地区が市街化されると、当然ながら車両、人も増加します。そのため、今まで以上の治安の悪化した危険な通学路になることが、容易に予想されます。

大阪府立むらの高等支援学校の保護者の方々は、村野西町地区が市街化されるかもしれないことは御存じなのではないでしょうか。むしろ、大阪府立むらの高等支援学校の生徒さんたちに、村野西町地区での営農を体験し、実習していただきたい。営農を将来の職業選

択の一つにさせていただきたい。100点満点を望むのは無理です。

保留フレーム設定地区にすることで、地権者たちを分断するようなことはやはり避けさせていただきたい。私自身もそうですが、村野西町地区が保留フレーム設定地区になると、固定資産税の増加なども心配しております。村野西町地区は、零細な営農者が安心・安全な大阪産の農作物を、自信を持って耕作しています。市街化調整区域から市街化区域への変更をされることで、現状の営農を続けることが不可能と容易に予想され、営農者の生活基盤が損なわれるおそれがあります。

営農者の生活基盤を守っていただきたい。将来的には東部大阪地区での稀有な景観を維持していただきたい。現状の村野西町地区の景観を維持できるようにしていただきたいと考えております。

よって、冒頭にも公述いたしました、保留フレーム設定地区村野西町の変更、見直し、削除を求めたいと考えております。

最後に、つたない公述にお付き合いいただきまして、ありがとうございました。

### 【議長（鈴木参事）】

ありがとうございました。それではお席にお戻りください。

それでは引き続きまして、番号2番の方、前の演壇のほうへお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお願いします。

### 【公述人B】（2番）

南部大阪の変更案に対する意見。

1. 目標年次の過ち。

2 ページ目（3）目標年次の区域区分について、今から5年後の令和7年を目標として、8回目の一斉見直しを行い、その5年後に次回の9回目にまた一斉見直しをするというが、携帯電話の機種変更を5年間しないというに等しく、このAI時代にのんびり過ぎませんか。地域特性に合った、適時適切に行うというのが本来の目的です。府民が直面する区域区分の問題を、単に先送りしてきただけです。

2. 大手前・大阪市を中心点とする過ち。

（1）2 ページ目下段（1）自然的特性の図表1-2、30キロ圏の中心点が誤っています。大阪府は南北に長く、日本列島本州のように、その中心点は東京都ではなく、長野県あたりになります。そう大阪府も、天王寺区あたりを中心点とし、半径20キロ圏範囲が大部分の市街化区域となります。

また、南西方向へ40キロ圏、岬町までを市街化区域で都市計画すべきです。府庁のある大手前を中心とした同心円ではなく、大阪府の地形が弓状であることから、特性を生かした都市計画をすべきです。

（2）図表1-4の用途地域では、南部大阪の面積は、北部、東部と比べると、住居系で1万ヘクタール、3,025万坪多く、工業系でも5,000ヘクタール、1,512万坪も土地面積が多いのです。地域の特性を考慮し、さらに山脈を除けば、本来、都市計画する地域は同心円で計画するものではありません。

3. 人口減少局面と判断する過ち、市街地は終息するとの過ち。



(1) 4ページ目に、大阪市を中心に市街地が広がってきましたが、人口減少局面に入っていると言っていますが、大阪市大手前を中心に考えて都市計画するから、判断を誤ります。これでは大阪市の都市計画になっていますよ。

(2) 南部大阪、図表1-6の平成17年、平成27年を見比べれば、何ということでしょう。四方が市街化に囲まれて、南海高野線萩原天神駅にも面しており、駅、区役所等も生活徒歩圏にある、広大な調整区域が白色で残されています。この調整区域では、住宅、事業所が減少しているのです。

そう、府庁や堺市が南部大阪での市街化に編入することを妨げて、建てられないように、住めないように、また事業・仕事をさせないようにして、人口が増えないようにした結果なのです。府庁や堺市が南部大阪の人口を減少させているのです。

#### 4. 大阪市の鉄道計画を記載する過ち。

(1) 5ページ目の(3)都市機能・都市基盤の状況について、図表1-7をよく見ればわかるように、大阪市都心の駅は、地下鉄や複数の私鉄が戦前からあり、その沿線が発展していったものです。南部大阪でも、南海難波駅から本線では関空・和歌山方面に、高野線では堺・河内長野・千早赤阪村・高野山方面に、近鉄天王寺駅から南大阪線では、松原・世界遺産の藤井寺・羽曳野方面に、JR天王寺駅からは阪和線では関空・岬町方面です。ところが、今回南部大阪は通過計画ですね。

(2) 南部大阪に鉄道の都市計画なし。

32ページ目に、(2)都市高速鉄道等には、関空からアクセスを向上させるため、なにわ筋線の整備、南海電鉄に西本町駅、難波駅、新今宮駅への延伸と新線の事業計画をするという、この計画は、南部大阪の都市計画ではありませんね。この変更案は、大阪市の都市計画案になっています。そして南部大阪での延伸、新線、新駅の都市計画はないのです。これでは、南部大阪の発展は望めません。故意に阻害し、過疎化させ、人口も減少させている、そんな都市計画に賛成できません。

#### 5. 人口減少は府庁が率先している。

5ページ目から7ページ目までは、大阪府の人口推計についてですが、7ページ目の最後に、「近年、人口減少社会の到来、急激な少子化、高齢化」と記載していますが、高齢化はどの時代でも、健康であれば当然のことです。しかし人口減少の社会の到来、急激な少子化は、天災地変のような自然現象ではありません。

人口が減少する原因は3つ。①住むところがない、②水、食べるものがない、③家族が増えるための収入がない、養える収入がない、の3つですが、1つ、①住むところがないか、いいえ。北摂と比べ南部大阪は地価も安く、多くの土地・建物があり、公営もたくさんあります。住宅の売買、賃貸もたくさんあります。2つ、②食べ物がないか、いいえ。農地も酪農も漁業もあり、地産地消、飲食店、小売店舗もたくさんあります。高級食材から家庭食品までも豊富です。3つ、③家族が増えるための収入がない、家族を養える収入がないか、はい、そのとおり。住むための、食べ物を買うための収入が少ないのです。

(2) しかしそれでも南部大阪には働く場所が、四国地方や中国地方の県よりはるかに多くあります。さらに、南部大阪は大阪市中心部から地下鉄・南海・JR・近鉄での通勤圏内です。関空への鉄道網、高速道路網も充実しています。他県ではあり得ないほ

ど恵まれた立地にあります。また、南部大阪の地は、国際都市と言える立地なのです。

(3) それでも南部大阪の市は、人口が減少すると言っています。人口減少の原因は、府庁や市役所が率先し、実行していることです。人件費の削減、人員の削減です。府民と接する窓口の職員さんを、月16万円程度の非常勤の嘱託職員として、1年、2年限りの期間限定の契約社員にしています。健康保険も年金も天引きされて、さらに更新に契約はしないのです。これでは、新しい職員さんが非常勤の嘱託契約なら、南部大阪の市に住むでしょうか、物を買うでしょうか、家庭をつくるでしょうか、家族を増やすでしょうか、安心して南部大阪に暮らすでしょうか。答えは、ノー。大阪市を中心に都市計画をするから、人口減少するのです。

(4) まさに府庁が率先して、人口減少のお手本になっていませんか。自然現象だから仕方がないじゃなく、人口が増える都市計画を立てねばなりません。そう、今回の都市計画で人口が増える計画になっていますか。いいえ、40年前から同じ絵を描いているのです。国からの補助金目当てに都市計画を描いているのではないですか。そう、府庁が、現実に南部大阪に対応した絵が描けないのです。残念なことです。

6. 南部大阪の人口密度が低いから、車庫つき一戸建てが買える。

(1) 8ページ目の(3)規模に、①南部大阪の人口232万人、南部大阪の人口密度1ヘクタール当たり26.2人、市街化区域の人口密度1ヘクタール当たり62.5人。ところが、北部大阪の変更案8ページ目の(3)規模に、②北部大阪の人口180万人、北部大阪の人口密度1ヘクタール当たり36.7人、市街化区域の人口密度1ヘクタール当たり90.9人。

また、東部大阪の変更案8ページ目の(3)規模に、③東部大阪の人口197万人、東部大阪の人口密度1ヘクタール当たり64.5人、市街化区域の人口密度1ヘクタール当たり98.6人と記載しています。

(2) 南部大阪の人口のほうが、②の北部より52万人、③東部より35万人も多いけれど、人口密度は北部29人、東部36人も少ないのです。それはどういうことか。南部大阪は北部、東部より面積は広いが、鉄道網、幹線道路網も同じように整備されておらず、調整区域から市街化に編入させていないので、人口が増えないのです。

(3) しかし、南部大阪では土地が安い分、普通に車庫つき一戸建てが買えるのです。一方、北部、東部では、同じ価格ならマンションが買えるようです。

(4) そこで、人口密度の高い北部、東部が人口減少すると、住宅建築が減少するから、南部大阪の市街化を抑制していると見受けられます。まさに今までどおり、南部大阪の人口を減少させる都市計画案と言えるものです。まさに府内の南北における地域間格差と言える計画になっています。

7. 人口の推移の図表1-13で南部大阪が抑え込まれている証拠。

南部大阪、北部大阪、東部大阪の各9ページ目に、各図表1-13があります。

①南部大阪の人口は、平成2年から平成17年までに10万人が増えています。平成22年から令和22年までに45万人が減少すると、推定記載しています。北部は8万人減少するだけです。なぜか、府庁が大阪市と北摂の都市計画に予算実行するからです。人口減少する南部大阪、東部大阪はメイン計画から外れ、見捨てられた地域になるのです。さらに今回の都市計画は、北部大阪と一体に、大阪市中心部への都市計画であ

り、観光絡みの計画から人口減少の対策はありません。

②一方、北部大阪では、平成2年から平成17年までに2万人が増えています。平成22年から令和22年までに、8万人が減少すると見えています。

③一方、東部大阪では、平成2年から平成17年までに2万人が減少していますが、平成22年から令和22年までに43万人が減少すると見えています。やはり、人口減少の数値から、北部大阪優遇の計画と言えますね。

8. 9ページ目の②都市の構造において、南部大阪に偏見的な現実対応のない判断。

(1) 南部大阪が、人口密度1ヘクタール当たり62.5人で、DID人口集中地区(1ヘクタール当たり40人以上の調査区の集合人口が5,000人以上となる地区)の割合が88.6%は、他の地区と比べて低くなっていると記載していますが、北部大阪96.6%、非常に高い、東部大阪97.3%、非常に高いと記載しています。しかし、その差は北部8%、東部8.7%の差です。本当に低いのでしょうか。いいえ、南部大阪のほうが、住宅の環境にゆとりがあるのです。府庁の言う「低い」とかは、かけ離れた大変失礼な言い方です。

(2) さらに、9ページ、府庁は言います。南部大阪の「区域の急行停車駅等の主要な鉄道駅周辺には、大規模小売店舗や特定機能病院、広域公園、大学等の高次な都市機能を集積している」と。しかしこの文書は、北部も東部も同じです。歴史や地形や石油コンビナート、火力発電所、工場、製造業などの発展文化も異なります。府庁の十把一絡げな説明は、大阪市を中心に都市計画を立てているからです。

(3) 南部大阪では、堺市役所は中百舌鳥駅を副都心にする都市計画でしたが、現在は何もありません。大規模小売店舗はありません。特定機能病院もありません。広域公園も、大学もありません。あるのは地下鉄の操車場です。駅前の賃貸マンションです。賃貸ビルです。ほかに急行停車駅でそのとおりとと言える建物がありますか、ありません。

新しく開発された地域は、都市計画の外で民間が開発したものです。その開発に乗って、府庁は、地域間格差の現実に対応せず都市計画を行おうとするから、南部大阪の府民の将来にわたり、問題解決ができず、大変迷惑なのです。

(4) 府庁が言う南部大阪は、「鉄道駅を中心にして都市機能や人口が集積した都市構造を形成している」と。いいえ、間違いです。新駅もできず、鉄道の延長もありません。泉北高速線は、地下鉄御堂筋線中百舌鳥駅で地下鉄に相互乗り入れができません。

(5) 府庁は、東西方面に鉄道会社の中之島乗り入れを許可し、北摂方面には鉄道延伸、新駅設置の都市計画を行い、予算を執行しています。一方、南部大阪では見る影もありません。

府庁の計画は、20ページ目に記載するように、大阪市を中心とした虹色の絵なのです。そこには南部大阪のことが、関空へ通過する交通網でしか考えていませんね。

9. いつもの使い回しはやめて。

16ページ目から21ページ目まで、北部と東部と同じ文章です。その言い回しは5年前も同じで、5年後も同じですね。その地域、地域に対応した都市計画で通してきてない証拠です。南部大阪の都市計画を提示してください。

もし大阪の収入源が観光産業になるなら、いっそ府庁を泉佐野市に移転したらどうでしょう。多数の職員が転居したら、都市計画は同じではないでしょう。その地域、地域

の府民の幸福を追求できるような都市計画が策定されるはずです。

今、府庁に欠けているのは、多種多様な計画の立案と真剣な議論ではないでしょうか。南部大阪、東部大阪、北部大阪の3班に分けて、独自の都市計画案を府民に提案してください。私ならもっと丁寧に、中学生でもわかるように言葉を選び、5年後の見直しのために、5年かけて真剣に計画案を作成します。

#### 10. 第3章区域区分の決定方針の過ち。

(1) 22ページ目の2、区域区分の役割について、昭和45年から7回にわたる一斉見直しを経て現在に至ると記載していますが、一斉見直しの弊害が出ています。携帯電話の機種変更を5年間隔に決めていたら、世界から遅れた社会になるのと同様に、適時、適所に変更があるべき姿が都市計画ではありませんか。十把一絡げの都市計画に府民が合わせるのではなく、府民の幸福追求のために都市計画はあるのです。

(2) さらに府庁は、「この制度はこれまで無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきた」と言いますが、調整区域では開発許可も建築許可も、ほとんど取得できません。府庁が言う無秩序な市街地の拡大は、昭和45年から2回目、3回目で規制されたではありませんか。なぜなら、許可のとれない不動産を誰が買うでしょう。誰が融資するでしょう。

(3) 反対に堺市役所では、「無秩序な市街地の拡大を抑制してきた」はずですが、政令指定都市になるため、人口を増やすためにわざわざ法律をつくり、条例をつくって、どんどん市街化調整区域に何十戸、何百戸、数千戸もの住宅建築の許可を出してきたのは、堺市役所でした。

(4) そして、政令指定都市になったら、この条例を廃止しました。その結果、飛び地のニュータウンに隣接する市街化調整区域に新築した何百戸もの、そして何十カ所の住宅団地は、一瞬にして建築できない調整区域に戻されたのです。

堺市役所は、国の補助金が取れるようになったら手のひらを返し、はしごを外したのです。住民らが住む町は、夏の線香花火の残り火のように、調整区域の町は過疎化していくのです。皮肉にも、「無秩序な市街地の拡大を抑制する区域」に戻されたのですから。

(5) 当時この条例によって開発業者らが、公共下水、水道工事、道路工事を行い、都市ガス等、電気、光ケーブル配線が行きわたり、山林、田畑が市街化になっていったのに、堺市役所は言います。これからもこの地域は市街化にならないと。そうすると、住宅以外の建築許可がありません。住宅は住宅だけです。建て替えも難しいのです。で、売買できるでしょうか。一遍に地価が下がりました。

そして、市街化区域の宅地のように売買することができません。そうすると所有者や住民さんらが高齢者になれば、この調整区域は過疎化が進み、限界集落になっていくのです。この様は、テレビで見るように地方の過疎地と同じく、近い将来南部大阪が過疎化に直面する姿ではないでしょうか。

#### 11. 22ページの(2) 基本的な考え方の過ち。

府庁は番号をつけていないので、○の3番目に「…産業立地を促進する区域において、必要最小限で、調整区域を市街化区域に編入を進める」と記載しています。堺市役所は、堺市美原区で約3万坪もの調整区域を市街化にしました。5年前、美原区の黒山西地区

11万4,000平米、3万4,000坪を、半年余りで調整区域から市街化にし、近隣商業に変更しました。府庁が言う必要最低限の面積とは、3万4,000坪でしょうか。府民をばかにしていますね。

12. 23ページ目の(3)市街化区域への編入を検討する区域に過ち。

編入する区域として、既成市街地を府庁は次のように記載しています。

(1) 私は、何回読んでも理解できないので、具体的な実例を括弧書きに記入しました。

「生活拠点から徒歩圏の区域(南海高野線萩原天神駅の徒歩圏には東区役所、駅前スーパーがある区域)」または「主要な幹線道路沿道の区域(近畿自動車道側道の区域)」で、市街化区域(駅周辺)と一体の市街地形成が図られる区域(駅裏の田・畑・池もある当該調整区域は四方住宅等が全て市街化区域で囲まれている)において、より良好な市街地の形成及び保全を図るべき区域(区画整理事業または地区計画に該当する区域)に該当します。

(2) しかし前回5年前も、今回も、そう5年後も、この駅隣接地の調整区域は、市街化区域に編入しないとのこと。府庁の都市計画では、25ページの保留区域に定めているかもしれませんが、5年後においても実際には実行されない計画であり、どれほどの説得力があるのでしょうか。

(3) 次に飛び地において、「おおむね20ヘクタール、6万500坪以上の一団の区域で、計画的な市街地の形成が確実に図られる区域」、はて、何のこと。そんな区域があるかな、そう泉北ニュータウンのことです。泉ヶ丘地区、梅・美木多地区、光明池地区、光明台地区、和泉中央地区、そう、大阪府の企業局と都市機構が施行した分譲した地区じゃないですか。そしてこれからも、未来永劫、府庁や公益法人だけが税金で開発できる飛び地、無価値か超低価の山林・谷・池沼などを開発できるための区域ですね。そこには、南部大阪の都市計画に入っているのでしょうか。事業次第ですか。

13. 目標年次における市街化区域の規模想定の過ち。

北部大阪だけが突出して、今回の都市計画の恩恵を享受しています。

南部大阪の24ページ目、(6)目標年次における市街化区域の規模、(1)目標年次におけるおおむねの人口及び産業の規模で、①南部大阪人口は平成27年、2015年の市街化区域内人口は220万2,400人、10年後の令和7年、2025年は206万1,800人で、14万600人減少の想定。

②東部大阪人口は、平成27年、2015年の市街化区域内人口は198万2,900人、10年後の令和7年、2025年は185万600人で、13万2,300人減少の想定。

③北部大阪人口は、平成27年、2015年の市街化区域内人口は173万5,600人、10年後の令和7年、2025年は173万4,700人で、900人減少の想定。

(2) そうなんです。府庁が鉄道の延伸・新駅を計画している地域は、人口減少が極端に少ないのです。これに反して、特に都市計画をしなければならない広域の南部大阪は、何の計画もなく、見捨てられているのです。

(3) 目標年次における市街化区域の規模においても、南部大阪は虐げられています。

府庁は関空の鉄道網、高速道路網のことしか検討していません。

①南部大阪の市街化区域の規模は、平成27年、2015年の市街化区域面積は3万5,251ヘクタール、10年後の令和7年、2025年は3万5,323ヘクタールで、72ヘクタール、21万788坪の増加。

②東部大阪の市街化区域の規模は、平成27年、2015年の市街化区域面積は2万101ヘクタール、10年後の令和7年、2025年は2万176ヘクタールで、76ヘクタール、22万6,875坪の増加。

③北部大阪の市街化区域の規模は、平成27年、2015年の市街化区域面積は1万9,098ヘクタール、10年後の令和7年、2025年は1万9,205ヘクタールで、107ヘクタール、32万3,675坪の増加。

(4) 結局面積の広い南部大阪よりも、面積の小さい北部大阪のほうが、市街化に編入する面積が11万2,800坪増えるのです。

(5) どう見たって、府庁の力の入れよう、えこひいきは北部大阪にされていると府民は思いますよね。

14. 市街化への随時編入が白々しく思えます。北部大阪ではそうでしょう。南部大阪では最小限の編入と言っているわけですから。まさしくえこひいきか、南部に対するいじめです。

15. 保留区域は変更しない言い訳になっている。

①南部大阪、25ページ目の図面を見てください。保留地区が17カ所もあります。

②東部大阪、24ページ目の図面を見てください。保留地区が2カ所だけです。

③北部大阪、25ページ目の図面を見てください。保留地区が2カ所だけです。

いかに南部大阪の市街化が遅れているか、保留地区の名のもとに遅らせているか。

16. 保留区域以降のページに記載する文書は、南部大阪、東部大阪、北部大阪とも同じで、個々の地域特性に対応する計画方針になっていません。

以上、50ページもある計画案にまだまだ意見はありますが、1人30分しか意見が述べられません。

これで私の意見を終わります。御清聴ありがとうございました。

#### 【議長（鈴木参事）】

ありがとうございました。

それではお席にお戻りください。

[閉会]

#### 【議長（鈴木参事）】

以上で、申し出をいただきました方の公述は終了いたしました。

本日はお忙しいところ、貴重な御意見をいただき、まことにありがとうございました。

#### 【司会（吉岡総括）】

会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいたいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和元年度第5回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。

ありがとうございました。